

第 4 9 号 議 案

新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例

新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例（昭和 22 年新宿区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

(1) 鉄道賃、船賃及び航空賃

| 区分 | 基準額 |
|-----|---|
| 鉄道賃 | <p>1 次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 特別車両料金 (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額とする。</p> |
| 船賃 | <p>1 次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額とする。</p> |
| 航空賃 | <p>1 次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 内国旅行の場合 次のア及びイに掲げる</p> |

| | |
|--|---|
| | 者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額 ア 区長 最上級の運賃の額 イ 副区長 最下級の運賃の額 (2) 外国旅行の場合（次号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額 (3) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により副区長が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額 |
|--|---|

備考 鉄道賃、船賃及び航空賃に係る旅費の支給額は、それぞれこの表の鉄道賃の項基準額の欄第1項各号、船賃の項基準額の欄第1項各号及び航空賃の項基準額の欄第1項各号に掲げる各費用について、この表の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(2) 宿泊費

| 区分 | 基準額 |
|-----|---|
| 区長 | 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する宿泊費基準額（以下「宿泊費基準額」という。）のうち、内閣総理大臣等に適用される額。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があると認められる場合は、当該宿泊に要する費用の額 |
| 副区長 | 宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があると認められる場合は、当該宿泊に要する費用の額 |

備考 宿泊費に係る旅費の支給額は、この表の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行等を踏まえ、旅費の種目の名称及び支給方法の変更、包括宿泊費の新設、食卓料の廃止その他旅費に関する所要の見直しを行うほか、規定を整備する必要があるため